

国際教養大学における教育研究上の組織の長等選考規程

平成 22 年 1 月 1 日
理事長 決定
規程 第 15 号

(趣旨)

第1条 この規程は、「国際教養大学学則」(以下「大学学則」という。)第10条から第14条までに掲げる者及び「国際教養大学大学院学則」(以下「大学院学則」という。)第6条に掲げる研究科長並びに「国際教養大学学則等で定める以外の教育研究上の組織の長等に関する規程」(以下「学則等以外の組織の長等に関する規程」という。)第2条から第19条までに掲げる者の選考の方法、任期その他必要な事項について定める。

(選考の時期)

第2条 前条に掲げる者(以下「教育研究上の組織の長等」という。)の選考は、次の場合に行う。

- (1) 教育研究上の組織の長の任期が満了するとき。
- (2) 教育研究上の組織の長が辞任を申し出たとき。
- (3) 教育研究上の組織の長が欠員となったとき。

2 教育研究上の組織の長の候補者の選考は、原則として、前項第1号の場合においては任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号の場合においては速やかに行う。

(選考の基準)

第3条 学務部長は国際教養大学(以下「本学」という。)国際教養学部に所属する専任教員の中から選考する。

2 課程長は、当該課程に所属する専任教員の中から選考する。

3 図書館長、国際教養教育推進機構長、アジア地域研究連携機構長、学生部長、国際交流部長、能動的学修・評価センター長、日本学修センター長、言語異文化学修センターコーディネーター、学修達成センターコーディネーター、アカデミック・キャリア支援センターコーディネーター、アジア地域研究連携機構副機構長及びICTコーディネーターは、本学に所属する専任教員又は特任教員の中から選考する。

4 英語集中プログラム・外国語教育代表、基盤教育代表、日本語プログラム代表、教職課程代表及び英語集中プログラムコーディネーターは、それぞれのプログラム又は課程を担当する専任教員又は特任教員の中から選考する。

5 グローバル・コミュニケーション実践研究科の研究科長及びグローバル・コミュニケーション実践専攻長は、当該研究科の専任教員又は特任教員の中から選考する。

6 グローバル・コミュニケーション実践研究科の英語教育実践領域代表、日本語教育実践領域代表、発信力実践領域代表及び日本語教育実践領域コーディネーターは、当該研

究科の専任教員又は特任教員の中から選考する。

(選考の方法)

第4条 教育研究上の組織の長は、理事長が候補者を選考し、大学経営会議の議を経て理事長が任命する。

(任期)

第5条 教育研究上の組織の長の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 第2条第1項第2号又は第3号の事由により選出された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(解任)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、教育研究上の組織の長が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、理事長は、大学経営会議の議を経て、教育研究上の組織の長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(2) 職務状況が不良なとき

(3) その他職務を遂行するために必要な資格又は適格性を欠くとき

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項がある場合は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。